

令和5年度 市民税・県民税の申告の手引き

申告書を提出しなければならない方（申告期限 令和5年3月15日）	申告書を提出しなくてもよい方
令和5年1月1日現在で白山市に住んでいた方で、令和4年中に各種所得のあった方のうち、 ○ 給与所得者で昨年中に源泉徴収されなかった方 ○ 営業、農業、大工、左官、内職、不動産などの所得があった方で、所得税の確定申告をしなくてもよい方 ○ 所得税の確定申告をしなくてもよい方であるが、雑損控除又は医療費控除、社会保険料控除等、各種控除を受けようとする方	○ 所得税の令和4年分確定申告をした方 ○ 勤務先で年末調整を行い、給与支払報告書を提出済みの方（勤務先に確認してください。）。ただし、給与以外の所得がある方は除きます。 ※ 上場株式等の配当所得等又は譲渡所得について、所得税と異なる課税方式（申告不要制度等）を選択する場合は、市民税・県民税税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書又は市民税・県民税申告書によって、課税方式を選択する旨の申告が必要です。

※ 所得がなかった方も、国民健康保険税の軽減や各種証明書、公営住宅、就学援助、保育園等の申請のために市民税・県民税の申告が必要となります。

申告に必要なもの

- マイナンバー確認書類と本人確認書類（「マイナンバーカード」又は「通知カードと身元確認書類（運転免許証等）」）
※ 郵送の場合は、その写しを添付してください。
- 令和4年中の収入がわかるもの（事業収支明細書、給与源泉徴収票、年金源泉徴収票等）
- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料その他の社会保険料、生命保険料、地震保険料等の領収書又は証明書
- 医療費控除、雑損控除を受けようとする方は、医療費控除の明細書、医療費の領収書等、雑損控除を証明できる書類
※ 医療費は、事前に合計額を計算してください。

市民税県民税申告書の作成がご自宅のパソコンでできる、「住民税申告書作成・税額シュミレーション」をご利用ください。
アクセス方法 ⇨ 白山市HP内検索で、「住民税申告書の作成」と検索してください。

申告書の書き方

- 収入金額等 令和4年中（1月1日から12月31日）に収入が確定した金額です。
- 所得金額 収入金額から必要経費（生活費、所得税、住民税、罰金などは含みません。）と事業専従者控除額を差し引いた金額です。

1. 所得の分類

① 営 業 等	個人事業者、外交員、検針員など。申告書裏面⑤で事業所得の計算をしてください。地代・家賃を経費として計上する場合には、申告書裏面⑥もあわせて記入してください。報酬等の支払調書があれば添付してください。
② 農 業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育など
③ 不 動 産	土地、家屋等の貸代、権利金など。申告書裏面⑦で不動産所得の計算をしてください。
④ 利 子	公社債、預貯金の利子、合同運用信託などの分配金（所得税源泉分離のものは除く。）
⑤ 配 当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配
⑥ 給 与	雇用主、会社等から支払われた賃金の合計。源泉徴収票があれば添付してください。無い場合は、申告書裏面⑨を利用してください。下記の表1 給与所得額速算表を参照してください。
⑦ ⑧ ⑨ 雑	⑦ 公的年金等 国民年金、厚生年金等の公的年金収入（下表の2 公的年金等の所得金額速算表を参照してください。）
	⑧ 業 務 シルバー人材センターの配分金、原稿料などの副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの（申告書裏面⑫で計算してください。）
	⑨ そ の 他 個人年金、個人として貸付けしたお金の利子など他のいずれの所得にも該当しないもの（申告書裏面⑫で計算してください。）
⑪ 総 合 一 時 譲 渡	○ 総合譲渡は、動産、書画、骨とう、ゴルフ会員権等の譲渡所得など（所有期間が5年以下→短期、5年超→長期） ○ 一時所得は、懸賞の当せん金、競馬の払戻金、法人より受けた金品、生命保険の満期返戻金など それぞれ申告書裏面⑧で計算してください。 総合短期譲渡・長期譲渡所得の特別控除額は500,000円です。総合短期譲渡・長期譲渡所得が混在する場合には、まず総合短期譲渡所得から控除します。一時所得の特別控除額は500,000円です。また、計算結果がマイナスになる場合は、0円とします。

表1 給与所得額速算表

(単位:円)

給与収入額 [A]	給与所得額	給与収入額 [A]	給与所得額
551,000 未満	0	1,628,000～1,800,000 未満	[B] × 2,400 + 100,000
551,000～1,619,000 未満	[A] - 550,000	1,800,000～3,600,000 未満	[B] × 2,800 - 80,000
1,619,000～1,620,000 未満	1,069,000	3,600,000～6,600,000 未満	[B] × 3,200 - 440,000
1,620,000～1,622,000 未満	1,070,000	6,600,000～8,500,000 未満	[A] × 90% - 1,100,000
1,622,000～1,624,000 未満	1,072,000	8,500,000 以上	[A] - 1,950,000
1,624,000～1,628,000 未満	1,074,000		

表2 公的年金等の所得金額速算表

(単位:円)

公的年金等以外の合計所得金額		1,000万円以下	1,000万円超え2,000万円以下	2,000万円超え
年齢区分	収入金額	所得金額	所得金額	所得金額
65 歳 未 満	1,300,000 未満	収入 - 600,000	収入 - 500,000	収入 - 400,000
	1,300,000～4,100,000 未満	収入 × 75% - 275,000	収入 × 75% - 175,000	収入 × 75% - 75,000
	4,100,000～7,700,000 未満	収入 × 85% - 685,000	収入 × 85% - 585,000	収入 × 85% - 485,000
	7,700,000～10,000,000 未満	収入 × 95% - 1,455,000	収入 × 95% - 1,355,000	収入 × 95% - 1,255,000
	10,000,000 以上	収入 - 1,955,000	収入 - 1,855,000	収入 - 1,755,000
65 歳 以 上	3,300,000 未満	収入 - 1,100,000	収入 - 1,000,000	収入 - 900,000
	3,300,000～4,100,000 未満	収入 × 75% - 275,000	収入 × 75% - 175,000	収入 × 75% - 75,000
	4,100,000～7,700,000 未満	収入 × 85% - 685,000	収入 × 85% - 585,000	収入 × 85% - 485,000
	7,700,000～10,000,000 未満	収入 × 95% - 1,455,000	収入 × 95% - 1,355,000	収入 × 95% - 1,255,000
	10,000,000 以上	収入 - 1,955,000	収入 - 1,855,000	収入 - 1,755,000

※65歳未満：昭和33年1月2日以後生まれ、65歳以上：昭和33年1月1日以前生まれ

2. 所得控除 (③ 所得から差し引かれる金額)

控 除 名		説 明	控 除 額	必要添付 (提示) 書類		
㉓ 雑 損 控 除		令和4年中にあなたやあなたと生計を一にする方が天災、盗難等にあった場合の控除 (申告書裏面④に記入してください。)	○差引損失額 (損害金額－保険等で補てんされる金額)－総所得の10% ○差引損失額のうち、災害関連支出金額－50,000円 のいずれか大きい金額	被害明細書		
㉔ 医 療 費 控 除 (1)、(2)どちらか一方を選択		(1)令和4年中にあなたやあなたと生計を一にする方が治療のために医療費を支払った場合の控除	○支払った医療費－保険等で補てんされる金額－100,000円 ○支払った医療費－保険等で補てんされる金額－総所得の5% のいずれか大きい金額 (控除限度額2,000,000円)	医療控除の明細書又は領収書		
		(2)令和4年中にあなたが健康の保持増進のため一定の取組みを行った場合で、あなたやあなたと生計を一にする方が特定一般用医薬品を購入した場合の控除	○特定一般用医薬品購入費－12,000円 (控除限度額88,000円)	表6 セルフメディケーション税制の必要書類を参照		
⑬ 社 会 保 険 料 控 除		令和4年中にあなたが支払った国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金保険、介護保険等の合計額		領収書等		
⑭ 小規模企業共済等掛金控除		令和4年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		領収書等		
⑮ 生 命 保 険 料 控 除		令和4年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等を受取人とする生命保険料・簡易保険料 (一般の生命保険)、個人年金等の保険料、介護医療保険契約等の保険料及び掛金の控除。それぞれの控除限度額に関わらず、合計した場合は70,000円が控除限度額となります (表3 生命保険料控除額速算表を参照してください)。		控除証明書		
⑯ 地 震 保 険 料 控 除		令和4年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等が所有している居住用家屋又は家財の地震、津波等を原因とする火災、損壊、流失等による損害に対する保険料や掛金の控除。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約 (契約期間が10年以上で、満期返戻金のあるものです。) については、従前の損害保険料控除が適用されます (表4 地震保険料控除額速算表を参照してください)。		控除証明書		
控 除 名	要 件			控 除 額		
㉗ 寡 婦、ひとり親 控 除	寡 婦	(1)、(2)のいずれかに該当し、所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除 (1)夫と離婚した後、再婚していない方で、扶養親族を有する方 (2)夫と死別した後、再婚していない方又は夫の生死が明らかでない方		260,000円		
	ひとり親	(1)、(2)のいずれかに該当し、所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除 (1)配偶者と死別し、若しくは離婚した後、再婚していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、所得の合計金額が480,000円以下の生計を一にする子 (他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。) を有する方 (2)未婚のひとり親で、所得の合計金額が480,000円以下の生計を一にする子 (他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。) を有する方		300,000円		
㉘ 勤 労 学 生 控	本人が大学、高校、盲学校、認定職業訓練校等の学生であり、令和4年中の所得金額の合計額が750,000円以下で、かつその所得のうち、給与所得等以外の所得が100,000円を超えない方の控除			260,000円		
㉙ 障害者控除	普通障害	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族のうち、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や精神保健指定医等により知的障害者と判定された方の控除		260,000円		
	特別障害	身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1、2級と記載のある方や重度の知的障害と判定された方の控除		300,000円		
	同居特別障害者	特別障害者に該当し、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方		530,000円		
㉚ 配偶者控除	令和4年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円以下で、あなたと生計を一にする配偶者 (事業専従者を除きます。) の所得金額の合計額が480,000円以下の方の控除			表5 配偶者控除・配偶者特別控除額速算表を参照		
㉚ 配 偶 者 特 別 控 除	令和4年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円以下で、あなたと生計を一にする配偶者 (事業専従者を除きます。) の所得金額の合計額が一定金額の範囲にある方の控除					
同一生計配偶者		令和4年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円を超え、あなたと生計を一にする配偶者 (事業専従者を除きます。) の所得金額の合計額が480,000円以下の方。障害者の場合、障害者控除の対象となります。			0円	
㉜ 扶 養 控 除		令和4年12月31日現在で、あなたと生計を一にする扶養親族の所得の合計金額が480,000円以下で、専従者控除を受けていない方の控除 (特定扶養、老人扶養、同居老親等扶養があります。)			330,000円	
		特定扶養控除	平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた方 (19歳以上23歳未満)			450,000円
		老人扶養控除	昭和28年1月1日以前に生まれた方 (70歳以上)			380,000円
		同居老親等扶養控除	昭和28年1月1日以前に生まれた (70歳以上) 父母、祖父母と本人又は配偶者が、同居を常としている方			450,000円
㉝ 基 礎 控 除		所得金額の合計額が24,000,000円以下の方			430,000円	
		所得金額の合計額が24,000,000円を超え、24,500,000円以下の方			290,000円	
		所得金額の合計額が24,500,000円を超え、25,000,000円以下の方			150,000円	
		所得金額の合計額が25,000,000円超えの方			0円	

表3 生命保険料控除額速算表

ア 新制度 (一般・年金・介護医療) (単位:円) イ 旧制度 (一般・年金) (単位:円)

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000以下	支払保険料の全額
12,001～32,000	支払保険料×1/2+6,000
32,001～56,000	支払保険料×1/4+14,000
56,001以上	一律28,000

※平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等

一般の生命保険料

新生命保険料支払額から
アの表で計算した控除額

A

旧生命保険料支払額から
イの表で計算した控除額

B

A+B (最高28,000円)

C

BとCのいずれか
多いほうの金額

D

年間の支払保険料等	控 除 額
15,000以下	支払保険料の全額
15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500
40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500
70,001以上	一律35,000

※平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等

個人年金保険料

新個人年金保険料支払額から
アの表で計算した控除額

E

旧個人年金保険料支払額から
イの表で計算した控除額

F

E+F (最高28,000円)

G

FとGのいずれか
多いほうの金額

H

介護医療保険料

介護医療保険料の
支払額からアの表で
計算した控除額

I

生命保険料控除額
D+H+I

(最高70,000円)

表4 地震保険料控除額速算表 (単位:円)

	支 払 額	控 除 額
地震 支払 額	50,000以下	支払保険料×1/2
	50,001以上	25,000
旧支払 長期額	5,000以下	支払保険料の全額
	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500
	15,001以上	10,000
地震支払額と旧長期支払額がある場合の控除額 (※注1)		
それぞれ算出された控除額の合計が25,000以下		控除額の合計額
それぞれ算出された控除額の合計が25,001以上		25,000

(※注1)ただし、地震保険契約と旧長期損害保険契約が
同一契約の場合、どちらか一方を選択してください。

3. 税額控除（税額から差し引かれる金額）

控 除 名	説 明	控 除 額	必要添付（提示）書類
寄 附 金 税 額 控 除	令和４年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合の控除（申告書裏面に記入してください）。	○（寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方－2,000円）×10% ※都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の特例控除額（ふるさと納税対象団体に限ります。） （寄附金額－2,000円）×（90%－0～45.945%（所得税の税率）） （特例控除限度額 個人住民税所得割額の20%）	寄附金の受領書等

表5 配偶者控除・配偶者特別控除額速算表

		(単位：円)			
		あなたの合計所得額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	
配偶者控除 (配偶者の所得が 48万円以下)	配偶者の 生年月日	(一般) 昭和28年1月2日以降 (老人) 昭和28年1月1日以前	330,000 380,000	220,000 260,000	110,000 130,000
	配偶者の 合計所得額				
配偶者特別 控除	配偶者の 合計所得額	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000
		1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000
		1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000
		1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000
		1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000
		1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000
		1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000
		1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000

表6 セルフメディケーション税制の必要書類

(1)あなたが健康保持増進の取組を行った証明書類 ①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。 ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証 ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表 ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ・特定健康診査の領収書又は結果通知表 ・人間ドッグやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表 (2)特定一般用医薬品等購入費の明細書又は領収書
--

5 事業所得の必要経費

①売上（収入）金額	代金の未収分、雑収入、リベート、自家消費した商品も含まれます。
②期首棚卸高	令和４年１月１日現在の商品（製品）
③仕入金額	商品（製品）原材料の仕入金額、代金未払分も含まれます。
④期末棚卸高	令和４年１２月３１日現在の商品（製品）
⑥租税公課	事業税、自動車税、組合費、商工会費等（所得税、住民税は含まれません。）
⑦荷造運賃	販売商品（製品）の運送費等
⑧水道光熱費	事業用として使用した水道料、電気料、ガス代、石油代等
⑨旅費交通費・通信費	販売、集金など商用のための交通費、宿泊料等や、事業用として使用した電話料等
⑩広告宣伝費	新聞折込、タオル、カレンダー、福引券等の費用
⑪接待交際費	取引先等を接待する茶菓飲食代、事業のための中元、歳暮等
⑫損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料等
⑬修繕費	事業用の建物、自動車、機械等の修理費
⑭消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車ガソリン代等
⑮減価償却費	事業用の建物、自動車、機械等の償却
⑯福利厚生費	従業員の慰安、保険、衛生等に支払った費用
⑰雑費	事業上の経費で上記経費科目以外の経費
⑱雇人費	従業員の給料、賃金、手当、賞与等
⑳地代・家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃（申告書裏面5に内訳を記入してください。）
㉑借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料等
㉒専従者控除額	生計を一にする親族でもっぱら（6か月以上）事業に従事している場合の控除額

白色専従者控除限度額ア、イの
いずれか低い方の金額

ア 配偶者
860,000円
その他親族（15歳以上）
500,000円

イ 専従者控除前の事業所得金額
÷（事業専従者数＋1）

10 減価償却費の計算

ア. 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法（旧定額法）
取得価額×0.9×償却率（ア）×事業に使用した月数÷12＝減価償却費

イ. 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法（定額法）
取得価額×償却率（イ）×事業に使用した月数÷12＝減価償却費

資 産 の 種 類			耐用年数	償却率（ア）	償却率（イ）	資 産 の 種 類			耐用年数	償却率（ア）	償却率（イ）
建 物	木 造 又 は 合成樹脂造	事務所用	24	0.042	0.042	車 両 ・ 器 具	二輪		3	0.333	0.334
		店舗・住宅用	22	0.046	0.046		小型車（660CC）以下		4	0.250	0.250
		飲食店用	20	0.050	0.050		貨物自動車	ダンプ式	4	0.250	0.250
		工場・倉庫用	15	0.066	0.067			その他	5	0.200	0.200
	木骨モルタル造	事務所用	22	0.046	0.046		冷房・暖房用器具		6	0.166	0.467
		店舗・住宅用	20	0.050	0.050						
		飲食店用	19	0.052	0.053						
		工場・倉庫用	14	0.071	0.072						

※ア、イとも使用可能期間が1年末満又は取得価額が100,000円未満のものは、その価額の全額がその年の必要経費となります。

※ア、イとも取得価額が100,000円以上200,000円未満のものは、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の1/3の金額を必要経費にすることができます。

※平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、前年末までの減価償却費の累積額が償却可能限度額（取得価額の95%に相当する額）に達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。
（取得価額－取得価額の95%相当額－1円）÷5＝減価償却費

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地 白山市総務部市民税課 市民税係 宛